



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月21日火曜日 第2084号

### ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	688
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	688
落札者等の告示.....	689
公有水面埋立免許（2件）.....	689
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	691
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	701
土地改良事業の計画の変更の認可.....	702
道路の供用開始（一般国道379号）.....	702
落札者等の告示.....	703

### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	703
------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第967号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成21年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番地2	笠置 康	平成24年7月14日まで

#### ○愛媛県告示第968号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役社長大石哲男外1者	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役社長松原久男外1者	平成21年5月25日	平成21年7月6日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役社長大石哲男外2者	株式会社伊予鉄高島屋代表取締役社長松原久男外2者		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 969 号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札 告 告 日
パーソナルコンピュータ227台、ハブ69台及びルータ5台 (ソフトウェア一式、搬入、据付、撤去、データ移行、調整を含む)	愛媛県土木部管理 局土木管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成21年 6月29日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目1番地の15	261,240円 (月額)	一般競争入札	平成21年 5月19日

○愛媛県告示第 970 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市明浜町田之浜甲 451 番 6 から同甲 451 番 3 までの地先公有水面及び同甲1108番 2 から同甲1108番 3 までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線、8点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点(西予市明浜町田之浜ウツシリ甲1546の国土地理院四等三角点「横簀」)は、北緯33度19分04.4781秒、東経132度23分19.2373秒の地点

1点は、基点から真北88度00分42秒618.95メートルの地点

2点は、1点から真北328度07分56秒11.84メートルの地点

3点は、2点から真北58度09分09秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北328度09分09秒6.30メートルの地点

5点は、4点から真北238度09分09秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北328度09分09秒31.85メートルの地点

7点は、6点から真北21度30分25秒18.19メートルの地点

8点は、基点から真北81度52分11秒600.69メートルの地点

9点は、8点から真北225度16分25秒34.76メートルの地点

10点は、9点から真北310度16分32秒21.85メートルの地点

11点は、10点から真北40度15分11秒1.00メートルの地点

12点は、11点から真北310度15分11秒6.30メートルの地点

13点は、12点から真北220度15分11秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北310度15分11秒21.85メートルの地点

15点は、14点から真北14度16分32秒35.71メートルの地点

ウ 面積

2,814.15平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市明浜町田之浜甲 451 番 6 から同甲1108番 2 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からQ点までを順次直線で結んだ線及びQ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西予市明浜町田之浜ウツシリ甲1546の国土地理院四等三角点「横簀」)は、北緯33度19分04.4781秒、東経132度23分19.2373秒の地点

A点は、基点から真北90度32分46秒666.28メートルの地点

B点は、A点から真北250度19分22秒9.06メートルの地点

C点は、B点から真北253度29分49秒11.95メートルの地点

D点は、C点から真北252度06分05秒5.44メートルの地点

E点は、D点から真北342度00分18秒4.49メートルの地点

F点は、E点から真北305度24分28秒3.13メートルの地点

G点は、F点から真北251度56分11秒60.59メートルの地点

H点は、G点から真北297度26分06秒88.30メートルの地点

I点は、H点から真北310度54分50秒55.79メートルの地点

J点は、I点から真北14度16分30秒121.39メートルの地点

K点は、J点から真北115度10分16秒51.05メートルの地点

L点は、K点から真北120度43分51秒48.03メートルの地点

M点は、L点から真北127度03分01秒12.39メートルの地点

N点は、M点から真北131度59分58秒20.78メートルの地点

O点は、N点から真北139度56分49秒9.52メートルの地点

P点は、O点から真北142度51分11秒9.26メートルの地点

Q点は、P点から真北147度43分30秒30.82メートルの地点

ウ 面積

22 608 36平方メートル

3 埋立地の用途  
漁港施設用地

4 埋立免許年月日  
平成21年 7月10日

○愛媛県告示第 971 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市真網代乙70番11から同乙95番5までの地先公有水面及び同乙97番2から同乙117番2までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線、13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.705メートル）の陸と公有水面との接する線、14点から29点までを順次直線で結んだ線並びに29点と14点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.705メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（八幡浜市真網代乙79番3地先の一般国道378号線に設置された金属鈹）は、北緯33度25分01秒、東経132度23分14秒の地点

1点は、基点から真北123度05分34秒30.91メートルの地点

2点は、1点から真北86度14分16秒9.65メートルの地点

3点は、2点から真北87度15分58秒9.06メートルの地点

4点は、3点から真北89度49分41秒13.00メートルの地点

5点は、4点から真北94度24分04秒11.35メートルの地点

6点は、5点から真北99度41分34秒7.32メートルの地点

7点は、6点から真北106度07分38秒9.21メートルの地点

8点は、7点から真北113度16分43秒9.21メートルの地点

9点は、8点から真北118度31分01秒4.25メートルの地点

10点は、9点から真北123度23分59秒14.56メートルの地点

11点は、10点から真北127度37分26秒9.79メートルの地点

12点は、11点から真北129度15分34秒0.54メートルの地点

13点は、12点から真北131度32分39秒5.49メートルの地点

14点は、基点から真北107度42分41秒198.49メートルの地点

15点は、14点から真北175度12分07秒0.69メートルの地点

16点は、15点から真北62度45分10秒2.63メートルの地点

17点は、16点から真北85度03分31秒2.81メートルの地点

18点は、17点から真北175度12分08秒1.26メートルの地点

19点は、18点から真北84度45分38秒0.69メートルの地点

20点は、19点から真北85度13分13秒5.58メートルの地点

21点は、20点から真北85度06分46秒5.00メートルの地点

22点は、21点から真北85度07分21秒12.49メートルの地点

23点は、22点から真北87度13分13秒7.36メートルの地点

24点は、23点から真北94度07分17秒16.52メートルの地点

25点は、24点から真北101度41分41秒1.46メートルの地点

26点は、25点から真北104度05分11秒1.94メートルの地点

27点は、26点から真北15度36分26秒1.26メートルの地点

28点は、27点から真北110度05分46秒6.75メートルの地点

29点は、28点から真北117度45分45秒2.72メートルの地点

ウ 面積

1,764.82平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市真網代乙70番11から同乙117番1までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からレ点までを順次直線で結んだ線及びレ点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（八幡浜市真網代乙79番3地先の一般国道378号線に設置された金属鈹）は、北緯33度25分01秒、東経132度23分14秒の地点

ア点は、基点から真北135度36分40秒19.36メートルの地点

イ点は、ア点から真北147度35分57秒20.45メートルの地点

ウ点は、イ点から真北81度12分52秒20.78メートルの地点

エ点は、ウ点から真北95度09分25秒22.34メートルの地点

オ点は、エ点から真北105度58分46秒24.65メートルの地点

カ点は、オ点から真北126度03分55秒16.32メートルの地点

キ点は、カ点から真北133度06分03秒24.73メートルの地点

ク点は、キ点から真北120度40分55秒17.09メートルの地点

ケ点は、ク点から真北105度02分50秒32.48メートルの地点

コ点は、ケ点から真北75度48分39秒30.92メートルの地点

サ点は、コ点から真北86度35分58秒41.66メートルの地点

シ点は、サ点から真北90度47分12秒20.62メートルの地点

ス点は、シ点から真北30度31分21秒14.14メートルの地点

セ点は、ス点から真北304度47分53秒8.06メートルの地点

ソ点は、セ点から真北296度01分41秒8.06メートルの地点

タ点は、ソ点から真北287度14分07秒8.08メートルの地点

チ点は、タ点から真北277度35分39秒7.77メートルの地点

ツ点は、チ点から真北270度04分30秒8.39メートルの地点

テ点は、ツ点から真北279度40分05秒5.40メートルの地点

ト点は、テ点から真北272度04分13秒7.36メートルの地点

ナ点は、ト点から真北264度48分57秒10.50メートルの地点

点

二点は、ナ点から真北 257 度28分09秒3 26メートルの地点  
 又点は、二点から真北 339 度20分10秒1 24メートルの地点  
 ネ点は、又点から真北 245 度01分57秒8 63メートルの地点  
 ノ点は、ネ点から真北 265 度12分56秒 12.37 メートルの地  
 点  
 八点は、ノ点から真北 268 度06分57秒 12.93 メートルの地  
 点  
 ヒ点は、八点から真北 273 度30分00秒8 39メートルの地点  
 フ点は、ヒ点から真北 281 度09分24秒9 68メートルの地点  
 ヘ点は、フ点から真北 291 度00分18秒8 47メートルの地点  
 ホ点は、ヘ点から真北 299 度05分03秒 10.31 メートルの地  
 点  
 マ点は、ホ点から真北 306 度11分43秒 14.64 メートルの地  
 点  
 ミ点は、マ点から真北 328 度50分23秒 19.10 メートルの地  
 点  
 ム点は、ミ点から真北 323 度18分14秒7 58メートルの地点  
 メ点は、ム点から真北 309 度17分31秒9 36メートルの地点  
 モ点は、メ点から真北 300 度26分58秒 11.01 メートルの地  
 点  
 ヤ点は、モ点から真北 295 度25分11秒 17.50 メートルの地  
 点  
 コ点は、ヤ点から真北 276 度14分53秒 11.32 メートルの地  
 点  
 コ点は、コ点から真北 260 度28分53秒8.19メートルの地点  
 ラ点は、コ点から真北 263 度27分30秒 15.85 メートルの地  
 点  
 リ点は、ラ点から真北 258 度04分29秒6 92メートルの地点  
 ル点は、リ点から真北 247 度54分07秒 10.00 メートルの地  
 点  
 レ点は、ル点から真北 244 度21分09秒 10.81 メートルの地  
 点

ウ 面積

7,629.04平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,400平方メートル

護岸用地 約 360平方メートル

合 計 約 1,760平方メートル

4 埋立免許年月日

平成21年 7月13日

○愛媛県告示第 972 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 7月21日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社 M C T 西条

西条市ひうち字西ひうち 3 番 4 号

代表取締役社長 菊池 公孝

2 事業場の名称及び所在地

株式会社 M C T 西条

西条市ひうち字西ひうち 3 番 4 号

3 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号。）別表第 1 第19号八 原料浸せき施設	
特定施設の能 力	1日当たり20トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間 隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用 時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 6～8 最大 5.8～8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 5 最大 10
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 10 最大 15
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.5 最大 1
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 2,000 最大 2,970	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後15日
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理
処 理 施 設 の 型 式	ろ過方式
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 1.05メートル 横 2.03メートル 高さ 1.8メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,000立方メートル処理

汚水等の処理の方式	ろ 過		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.5	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 2,970	通常 2,000 最大 2,970	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 2,970	

○愛媛県告示第973号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年7月21日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 廣瀬 博
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項  
(1) 廃ガス洗浄塔(43T-505)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり1,350ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100.0 最大 200.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 70.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8,300 最大 9,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 48 最大 58	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

- C O 2 洗浄塔(43T-804)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能 力	1時間当たり750ノルマル立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.5~9.5 最大 7.0~9.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70.0 最大 150.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 700 最大 1,500
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 130 最大 156	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設( O B T )で処理する。

(3) 除害塔 1 ( 43 T - 901 )

特定施設の種 類	政令別表第 1 第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり 2,850 ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~9.0 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45.0 最大 60.0

浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	40.0
	最大	80.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	12
	最大	15

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設( O B T )で処理する。

(4) 除害塔 2 ( 43 T - 904 )

特定施設の種 類	政令別表第 1 第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり 2,850 ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 13.0~14.0 最大 13.0~14.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50.0 最大 60.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	48
	最大	58

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設( O B T )で処理する。

(5) 溶媒回収塔リボイラー ( 43 E - 858 )

特定施設の種 類	政令別表第 1 第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり 600 ノルマル立方メートル処理	

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200.0 最大 400.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 15 最大 18	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(6) ベントガス洗浄塔(43T-857)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 塵ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり375ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80.0 最大 150.0

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0
	最大	0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	29
	最大	35

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(7) 封水セパレーター(43D-406)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号ロ 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり360立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 4.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33,000 最大 40,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70.0 最大 100.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	27
	最大	30

備考 汚水等は液中燃焼設備(5CT)で処理する。

(8) 精留塔(43T-401)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号ロ 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり58,630ノルマル立方メートル処理	

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~5.0 最大 4.0~5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 44,000 最大 60,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6,700 最大 8,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 7 最大 9	

備考 汚水等は液中燃焼設備(5CT)で処理する。

(9) 分離塔(43T-402)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり110立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800,000 最大 900,000

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	15.0
	最大	20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 5	

備考 汚水等は液中燃焼設備(5CT)で処理する。

(10) 溶媒回収塔(43T-855)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり120立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 67,000 最大 87,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,100 最大 4,160
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 45 最大 50	

備考 汚水等は液中燃焼設備(5CT)で処理する。

(11) 脱安コンデンサー(43E-503)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり370立方メートル処理	



工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~11.5 最大 9.0~11.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 74,000 最大 100,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 12	

備考 汚水等は液中燃焼設備(5CT)で処理する。

(12) 廃ガスコンデンサー1(43E-792)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり23立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~9.0 最大 7.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50.0 最大 80.0

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 19 最大 21	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(13) 廃ガスコンデンサー2(43E-812)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり29立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~10.0 最大 8.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 19 最大 23	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(14) 濃縮ドレンセパレーター(43D-807)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,350ノルマル立方メートル処理	

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30.0 最大 50.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150.0 最大 300.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 166 最大 200	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設( O B T )で処理する。

(15) 精製塔(46T-203)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり50.7立方メートル精製	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~5.0 最大 2.0~5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300.0 最大 600.0

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	20.0
	最大	50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30.0 最大 50.0
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	250
	最大	280

備考 汚水等はアルカリダイジェスター処理によりHCN除去後、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設( O B T )で処理する。

(16) 濃縮塔(46T-204)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり48立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~6.0 最大 3.0~6.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100.000 最大 150.000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.000 最大 25.000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	5
	最大	6

備考 汚水等は4MN焼却炉(インシネレーター)にて焼却処理する。

(17) 急冷塔 46T-201

特定施設の種 類	政令別表第1第37号イ 洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり30,000ノルマル立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~5.0 最大 1.0~5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 10,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100.0 最大 200.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80,000 最大 90,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 40	

備考 汚水等は湿式酸化処理設備(WAO)で処理後、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

(18) 乾燥廃ガス水洗塔(43T-793)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1日当たり220,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成22年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 230.0 最大 500.0

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	10.0
	最大	20.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 470.0 最大 1,000
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 12	

備考 汚水等は酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(19) 逆浸透膜装置(LC-F-2351B)

特定施設の種 類	政令別表第1第37号ロ 分離施設	
特定施設の能 力	1時間当たり32立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成21年10月2日	
使用開始の予定年月日	平成21年10月3日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.0 最大 6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 538 最大 750	

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アルカリダイジェスター(46D-502)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年3月31日

使用開始の予定年月日	平成22年 4月 1日		
処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	アルカリ加水分解		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 2.2メートル 高さ 8.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり 300 トン処理		
汚水等の処理の方式	アルカリ加水分解		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.0~5.0 最大 2.0~5.0	通常 10.0~13.0 最大 10.0~13.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 300 最大 600	通常 288 最大 560
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 20	通常 20 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 50	通常 0.5 最大 1.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 250 最大 280	通常 260 最大 300

備考 汚水等は、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

(2) 4 MNインシネレーター (47F - 701)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年 3月31日
使用開始の予定年月日	平成22年 4月 1日
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	円筒横型焼却炉
処理施設の構造	外筒鋼板内部耐火レンガ製
処理施設の主要寸法	直径 3.5メートル 高さ 16.61メートル

処理施設の能力	1日当たり 142 トン処理		
汚水等の処理の方式	焼 却		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~4.0 最大 1.0~4.0	通常 - 最大 -
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 100,000 最大 530,214	通常 - 最大 -
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 60	通常 - 最大 -
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 26,010 最大 152,842	通常 - 最大 -
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4 最大 146	通常 0 最大 0

(3) 焼却炉 5 C T (44F - 940)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年 3月31日
使用開始の予定年月日	平成22年 4月 1日
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	液中燃焼方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	直径 3.6メートル 高さ 14.008メートル
処理施設の能力	1日当たり 106 トン処理
汚水等の処理の方式	液中燃焼方式
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~9.0 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45,103 最大 79,774	通常 10 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 50	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,981 最大 13,991	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 93 最大 106	通常 240 最大 288	

(4) 2 湿式酸化処理設備 (WAO)

設 置 年 月 日	昭和47年10月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 1メートル 長さ 8.4メートル x 2 基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり 360 立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧湿式酸化及び脱窒方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~9.0 最大 4.0~9.0	通常 5.0~9.0 最大 4.0~11
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16,783 最大 28,541	通常 754 最大 1,437
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,349 最大 3,459	通常 411 最大 1,254
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35,901 最大 55,362	通常 1,509 最大 3,770
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 580 最大 701	通常 1,284 最大 1,535

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

(5) 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和・凝集沈澱・酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12 最大 8.0~12	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 830.4 最大 1,162.6	通常 205.5 最大 287.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 436.4 最大 881.5	通常 33.4 最大 71.4
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,250.2 最大 1,500.2	通常 176.9 最大 212.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16.5 最大 31.9	通常 2.8 最大 5.4
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,072 最大 7,374	通常 6,072 最大 7,374

(6) 新居浜総合排水処理施設(NBT)

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		

処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和・凝集沈殿・散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 887.2 最大 1,242.1	通常 131.6 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 426.7 最大 862.1	通常 33.7 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 598.0 最大 717.6	通常 200.7 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 34.8 最大 68.9	通常 4.8 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14,078 最大 16,626	通常 14,078 最大 16,626

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17.36 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.46 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.92 最大 30.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.59 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,132 最大 327,000	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

○愛媛県告示第974号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 7月21日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 廣瀬 博
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区  
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、二、ホ、第27号イ、ロ、八、又、ル、第32号イ、ロ、二、第33号ロ、八、又、第35号イ、ロ、八、第37号イ、ロ、八、二、ホ、又、ヨ、夕、第46号イ、ロ、二及び第74号
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用方法の変更、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量
- 特定施設に関する事項  
(1) 第1脱水塔(3T-041)

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	水を含む有機物1日当たり155トン	水を含む有機物1日当たり330トン
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 33	通常 31 最大 38

(2) 除害塔 - 1 ( 3 T - 901 )

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	廃ガス 1日当たり45,600ノルマル 立方メートル 次亜塩素酸ソーダ水溶液 1日当たり12トン	廃ガス 1日当たり50,200ノルマル 立方メートル 次亜塩素酸ソーダ水溶液 1日当たり14トン
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 15	通常 14 最大 17

(3) 除害塔 - 2 ( 3 T - 904 )

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	廃ガス 1日当たり45,600ノルマル 立方メートル 苛性ソーダ水溶液 1日当たり48トン	廃ガス 1日当たり50,200ノルマル 立方メートル 苛性ソーダ水溶液 1日当たり53トン
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 48 最大 58	通常 53 最大 64

(4) 精留塔 - 2 ( 3 T - 203 )

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	アクロレイン水溶液 1日当たり1,125トン	アクロレイン水溶液 1日当たり1,240トン
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 91 最大 110	通常 101 最大 121

6 汚水等の処理施設に関する事項

酸素ばっ気式活性汚泥処理施設 ( O B T )

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 1,008.2 最大 1,411.5	通常 219.0 最大 219.0	通常 830.4 最大 1,162.6	通常 205.5 最大 287.7
	浮遊物質 量 (単 位 1リ ットルに つきミリ グラム)	通常 436.4 最大 881.5	通常 35.3 最大 35.3	通常 436.4 最大 881.5	通常 33.4 最大 71.4

○愛媛県告示第976号

道路法 ( 昭和27年法律第 180 号 ) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2587番から 同町大瀬東2656番まで	平成21年 7月21日

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,250.2 最大 1,307.7	通常 312.6 最大 312.6	通常 1,250.2 最大 1,500.2	通常 176.9 最大 212.3
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16.5 最大 31.9	通常 2.8 最大 2.8	通常 16.5 最大 31.9	通常 2.8 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,743 最大 6,980	通常 5,743 最大 6,980	通常 6,072 最大 7,374	通常 6,072 最大 7,374

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常	17.57	通常 17.36
	最大	35	最大 35
	浮遊物質 量 (単 位 1リ ットルに つきミリ グラム)	通常 29.82 最大 69	通常 29.46 最大 69
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常	24	通常 22.92
	最大	30	最大 30
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常	0.6	通常 0.59
	最大	2	最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	249,055	通常 252,132
	最大	327,000	最大 327,000

備考 東総合排水口及び雨水排水口は変更なし。

○愛媛県告示第975号

土地改良法 ( 昭和24年法律第 195 号 ) 第48条第 1 項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業 ( 維持管理 ) の計画の変更を平成21年 7月14日認可した。

平成21年 7月21日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第977号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
初動捜査支援システム	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成21年 7月10日	株式会社 日立製作所 四国支社 高松市中央町5番31号	91,350,000円	一般競争入札	平成21年 5月 1日

監 査 公 表

○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 7月21日

愛媛県監査委員 白 石 友 一  
同 明 比 昭 治  
同 河 野 忠 康  
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	平成20年10月17日
子 育 て 支 援 課	平成20年10月15日、 平成20年12月19日
障 害 福 祉 課	平成20年10月15日
長 寿 介 護 課	"
河 川 課	平成20年10月21日
道 路 維 持 課	平成20年10月22日

（監査の結果）

1 看護職員修学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	252,000	252,000	504,000	
18年度	822,000	378,000	1,200,000	
差引増減	570,000	126,000	696,000	

（医療対策課）

2 看護職員修学資金貸付金償還金に係る延滞金については、収入未済額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	57,562	0	57,562	
18年度	0	0	0	
差引増減	57,562	0	57,562	

（医療対策課）

3 児童扶養手当返還金及び児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（児童扶養手当返還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	83,440	25,650,220	25,733,660	
18年度	1,102,120	28,823,530	29,925,650	
差引増減	1,018,680	3,173,310	4,191,990	

（児童扶養手当の過誤払金）

区 分	収入未済額（円）	備 考
19年度	250,320	
18年度	83,440	
差引増減	166,880	

（子育て支援課）

4 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	20,749,385	126,314,140	147,063,525	
18年度	19,689,370	112,557,713	132,247,083	
差引増減	1,060,015	13,756,427	14,816,442	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,753,025	15,838,074	17,591,099	
18年度	1,485,092	14,852,302	16,337,394	
差引増減	267,933	985,772	1,253,705	

（子育て支援課）

5 平成19年度児童福祉施設等整備事業費補助金における児童養護施設「親和園」改築工事において、旧施設の解体撤去工事費用の中に、補助対象とならない撤去費用が含まれていたほか、資源循環税相当額の積算に誤りがあり、1,124,000円が過大に交付されていた。

補助金の交付に当たっては、対象事業の内容が適正であるかどうか、十分審査されたい。

（子育て支援課）

6 心身障害者扶養共済制度年金の過誤払金については、早期収入に努力が望まれる。

区 分	収入未済額（円）	備 考
19年度	320,000	



18年度	0
差引増減	320,000

(障害福祉課)

7 職員(1名)の住居手当について、扶養親族でない父の所有する住宅に居住する職員に対して、自己所有住宅に対する住居手当を支給したため、計42,000円(平成19年4月から20年3月分までの12か月分)が過支給となっていた。

(長寿介護課)

8 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
18年度	3,000,000	
計	3,000,000	

(河川課)

9 河川情報システム点検委託業務について、無停電電源装置の精密点検歩掛の適用を誤ったため、設計金額で310,800円が過大となっていた。

(河川課)

10 草刈作業車のリース契約について、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、1機種しかないものと判断し、経済性を十分に比較検討することなく導入を決定し、地方機関に導入時期、契約相手、契約方法を指示していた。

(道路維持課)

(措置の内容)

1 看護職員修学資金貸付金償還金については、債務者に経済的余裕がないため、19年度末で4件504,000円(件数は納入通知件数)の未収金が生じているものである。償還指導に努めているが20年度中には償還されなかった(納入義務者1名)。

20年度に新たに3件306,601円の未収金が発生したことから、21年3月末現在の未収金総額は7件810,601円(納入義務者2名)となっている。

今後とも引き続き償還指導に努めて参りたい。

(医療対策課)

2 看護職員修学資金貸付金償還金に係る延滞金については、19年度末で4件57,562円(納入義務者1名)となっていたが、指導に努めた結果20年度中に納入され、21年3月末現在の未収金はなくなった。

(医療対策課)

3 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めた結果、14,000円を回収したが、平成20年度末現在で243,777,760円が未納となっているので、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めたい。

なお、返還金及び過誤払金については、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図ったことにより、20年度は返還金の発生はなかったが、今後とも発生のもを未然防止に努めたい。

(子育て支援課)

4 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分164,654,624円のうち、5,960,355円が20年度内に納入されたが、20年度償還分23,205,986円が未収となったことから、20年度末の収入未済額は181,900,255円となって

おり、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

(子育て支援課)

5 子育て支援課及び社会福祉法人親和園への監査後、直ちに、当該による児童養護施設「親和園」への立入検査を実施し、詳細に検査した結果、指摘のあった19年度児童福祉施設等整備事業費補助金に補助対象とならない樹木、ストックハウスなどの撤去費用、資源循環税相当額の積算の過大計上があることが判明し、1,124千円の返還を要する補助金交付の誤りを確認した。

なお、法人の意図的な不正経理ではなく、事務担当者や設計管理、請負業者等の補助事業への理解不足や算定誤りによることを確認したため、返還対象額の全額を21年3月に返還させた。

また、法人へ補助事業事務の認識を徹底するよう強く指導するとともに、当該における補助金審査を更に徹底し、補助金の適正な執行に努めることとした。

(子育て支援課)

6 年金受給権者死亡届書の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払金について、年金受給権者の遺族(納入義務者)に対し、返還を求めているところである。

また、納入義務者から、県へ履行期限延期申請書の提出があったため、履行期限を延期し、月割の分割納付を承認している。平成19年度に40,000円、平成20年度に40,000円回収した結果、平成19年度調定分の収入未済額は280,000円となっている。

納入義務者は返還の意思を示しており、今後とも引き続き納入指導に努めたい。

(障害福祉課)

7 過支給金については、監査結果を受け速やかに戻入処理を行った。今後は、厳格な認定及び確認処理を徹底したい。

(長寿介護課)

8 代執行費用については、債務者から分割納付の申出を受け、内容を検討したうえで、これを承認しており、現在、承認した分割納付計画に基づいて毎月一定額を徴収している。

(河川課)

9(1) 過大積算額について、点検受託業者からの過大積算相当額(287,000円)について自主返納したいとの申入れを受諾し、平成21年6月22日に受入れを行った。

(2) 再発防止策として次の措置を行う。

業務の実施に先立ち、作業内容の再確認を行うほか、定期的な作業報告により、実施した作業内容の把握、確認を行うよう、委託契約書及び仕様書を変更しチェック体制の強化を図る。

設計図書チェック表の修正を行い、内部チェックの強化を図る。

(河川課)

10 除草作業など道路施設管理が年々増大する中、県民のニーズにこたえるため、効率化を図る必要があることから、多機能な草刈作業車を導入したが、導入機種の機能と経済性の比較検討資料を十分整理することなく導入を決定していた。

現在、草刈作業車の導入予定はないが、今後、機械装置等の導入の検討を必要とする際は、機種の選定を慎重に行うとともに、契約手続に際しては競争性、透明性、公平性の確保に努めたい。

また、本県が導入した車両は、草刈作業のほかトンネル清掃やガードレール清掃などの多機能の道路維持作業が可能なものとなっており、3台の草刈作業車を県下全域で使用することによる、一層の効率的な運用と稼働率の向上を図り、県民への道路サービス向上に努めたい。

(道路維持課)

○公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 7月21日

愛媛県監査委員 白石 友一  
 同 明比 昭治  
 同 河野 忠康  
 同 和氣 政次

監査対象機関	監査年月日
東予地方局 健康福祉環境部	平成20年7月16日、 平成20年8月26日、 平成20年8月27日
中予地方局 健康福祉環境部	平成20年7月17日、 平成20年8月26日
南予地方局 健康福祉環境部	平成20年9月8日
東予地方局 健康福祉環境部	平成20年7月29日、 平成20年9月4日、 平成20年9月5日
中予地方局 健康福祉環境部	平成20年7月29日、 平成20年9月4日
南予地方局 建設部	平成20年9月5日

(監査の結果)

1 県税については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	293,250,979	322,996,204	616,247,183	
18年度	200,931,713	449,658,629	650,590,342	
差引増減	92,319,266	126,662,425	34,343,159	

(東予地方局総務企画部(税務管理課・課税課))

2 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	189,552,402	325,551,580	515,103,982	
18年度	105,517,423	366,865,847	472,383,270	
差引増減	84,034,979	41,314,267	42,720,712	

(東予地方局総務企画部(今治支局税務室))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(旧西条地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	226,296	0	226,296	
18年度	0	0	0	
差引増減	226,296	0	226,296	

(旧今治地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	2,118,051	3,331,282	5,449,333	
18年度	1,750,448	1,798,700	3,549,148	

差引増減	367,603	1,532,582	1,900,185
------	---------	-----------	-----------

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	150,328	212,720	363,048	
18年度	138,465	85,088	223,553	
差引増減	11,863	127,632	139,495	

(東予地方局健康福祉環境部)

4 県税については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	773,900,522	1,468,405,958	2,242,306,480	
18年度	549,201,664	1,704,799,660	2,254,001,324	
差引増減	224,698,858	236,393,702	11,694,844	

(中予地方局総務企画部)

5 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	102,418,552	118,503,921	220,922,473	
18年度	60,404,769	126,446,360	186,851,129	
差引増減	42,013,783	7,942,439	34,071,344	

(南予地方局総務企画部(税務課))

6 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	109,791,502	129,987,552	239,779,054	
18年度	63,764,534	137,184,471	200,949,005	
差引増減	46,026,968	7,196,919	38,830,049	

(南予地方局総務企画部(八幡浜支局税務室))

7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(旧宇和島地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	353,416	0	353,416	
18年度	168,250	0	168,250	
差引増減	185,166	0	185,166	

(旧八幡浜地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,468,672	3,206,588	4,675,260	
18年度	1,170,242	2,737,911	3,908,153	
差引増減	298,430	468,677	767,107	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	1,600,446	1,600,446	
18年度	0	1,600,446	1,600,446	
差引増減	0	0	0	

（南予地方局健康福祉環境部）

8 生活保護費戻入金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	2,964,672	215,000	3,179,672	
18年度	305,000	0	305,000	
差引増減	2,659,672	215,000	2,874,672	

（南予地方局健康福祉環境部（地域福祉課））

9 生活保護費戻入金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	272,000	55,000	327,000	
18年度	65,000	0	65,000	
差引増減	207,000	55,000	262,000	

（南予地方局健康福祉環境部（八幡浜支局福祉室））

10 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,021,400	1,055,000	2,076,400	
18年度	1,095,400	516,200	1,611,600	
差引増減	74,000	538,800	464,800	

（南予地方局建設部）

（措置の内容）

1, 2 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成20年度に繰り越した未収入金1,131,351,165円が平成21年3月31日現在で727,760,760円に減少した。

平成20年度課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期内自主納税の

促進に努めたが、税源移譲による個人県民税の未収入金の増加により、出納閉鎖時点の未収入金は496,884,921円（うち個人県民税379,748,451円）となっており、前年度に比べて14,081,540円増加した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

（東予地方局総務企画部（税務管理課・課税課・今治支局税務室））

3 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分6,038,677円のうち、559,277円が20年度内に納入されたが、20年度償還分3,546,172円が未収となったことから、20年度末の収入未済額は9,025,572円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

（東予地方局健康福祉環境部）

4 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めた。具体的には、一斉文書催告や電話催告等を行うとともに、自動車のタイヤロックによる差押をはじめ、給与・預貯金・生命保険等の差押、さらにはインターネットを利用した公売等の換価処分を実施するなど積極的に滞納整理を行った。その結果、中予地方局管内において平成20年度に繰り越した未収入金2,242,306,480円が平成21年3月31日現在で1,549,059,053円に減少した。

平成20年度課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等）や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたが、住民税の税源移譲に伴う個人県民税の収入歩合の悪化等もあり、出納閉鎖時の未収入金は912,979,518円（うち個人県民税575,066,266円）となっており、前年度に比べて139,078,996円増加した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

（中予地方局総務企画部）

5, 6 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間・休日の電話催告、臨戸納税指導、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自文書催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成20年度に繰り越した未収入金460,701,527円が平成21年3月31日現在で309,045,854円に減少した。

平成20年度課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設、コンビニ収納の開始等）や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時の未収入金は208,719,749円となり、前年度に比べて3,490,305円減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

（南予地方局総務企画部（税務課・八幡浜支局税務室））

7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主（連帯借主）に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど期限内納付をするよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状の送

付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額 6,629,122 円は、平成21年 3月 31日現在で 1,356,856 円の償還、償還率 20.5% (対前年 + 5.2 ポイント) となり、滞納者 42 名中 16 名が償還済みとなったほか、19 名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等により、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成20年度出納閉鎖時の償還未済額は 7,509,422 円 (現年度分 2,237,156 円、滞納繰越分 5,272,266 円) となった。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

(南予地方局健康福祉環境部)

8, 9 旧宇和島地方局分については、平成19年度末において収入未済額が 3,179,672 円あり、納入指導を行った結果、20年度中に 108,750 円納入し、収入未済額は 3,070,922 円となった。

また、未納者は 6 名であったが、2 名が完納したため残り 4 名となった。4 名のうち、2 名は保護を廃止して、残り 2 名は保護中である。保護を廃止している 2 名については、行方不明であることから随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより所在把握に努めたい。なお、1 名については、昨年一時期、所在が判明したため、指導、督促を行ったものである。

保護中の 2 名については、生活保護上、保護期間内の返還は困難であるが、継続して返還指導して参りたい。

旧八幡浜地方局分については、平成19年度末において収入未済額が 327,000 円あり、訪問や電話催告等の納入指導を行った結果、20年度中に 80,000 円納入があった。

また、未納者は 4 名であったが、1 名が完納したため残り 3 名となった。

しかしながら、平成21年 5月31日現在未収入額は 838,082 円となっている。

滞納者は生活保護受給中の者や年金のみでの生活をしている者等返還困難者であるが、今後も粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

(南予地方局健康福祉環境部 (地域福祉課・八幡浜支局福祉室))

10 県営住宅貸付料については、平成19年度末時点で 2,076,400 円 (20 名) の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い収納指導に努めた結果、864,500 円 (15 名) の納入があったが、20年度新たに 1,254,100 円 (22 名) が未収となったことから、平成20年度末現在の収入未済額は 2,466,000 円 (25 名) となった。

この内、999,600 円を滞納している 1 名について、平成19年 3月 31 日に入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成19年 7月 24日に勝訴し、その後、強制執行予定前の平成19年 11月 30日に自ら退去した。

また、348,000 円を滞納している 1 名についても、平成21年 3月 31 日をもって入居許可を取り消し、住宅を明け渡すよう通告していたが、自主的に明渡しされなかったため、平成21年 6月 8日に明渡し訴訟を提起したところである。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の回収に努めたい。

(南予地方局建設部)